

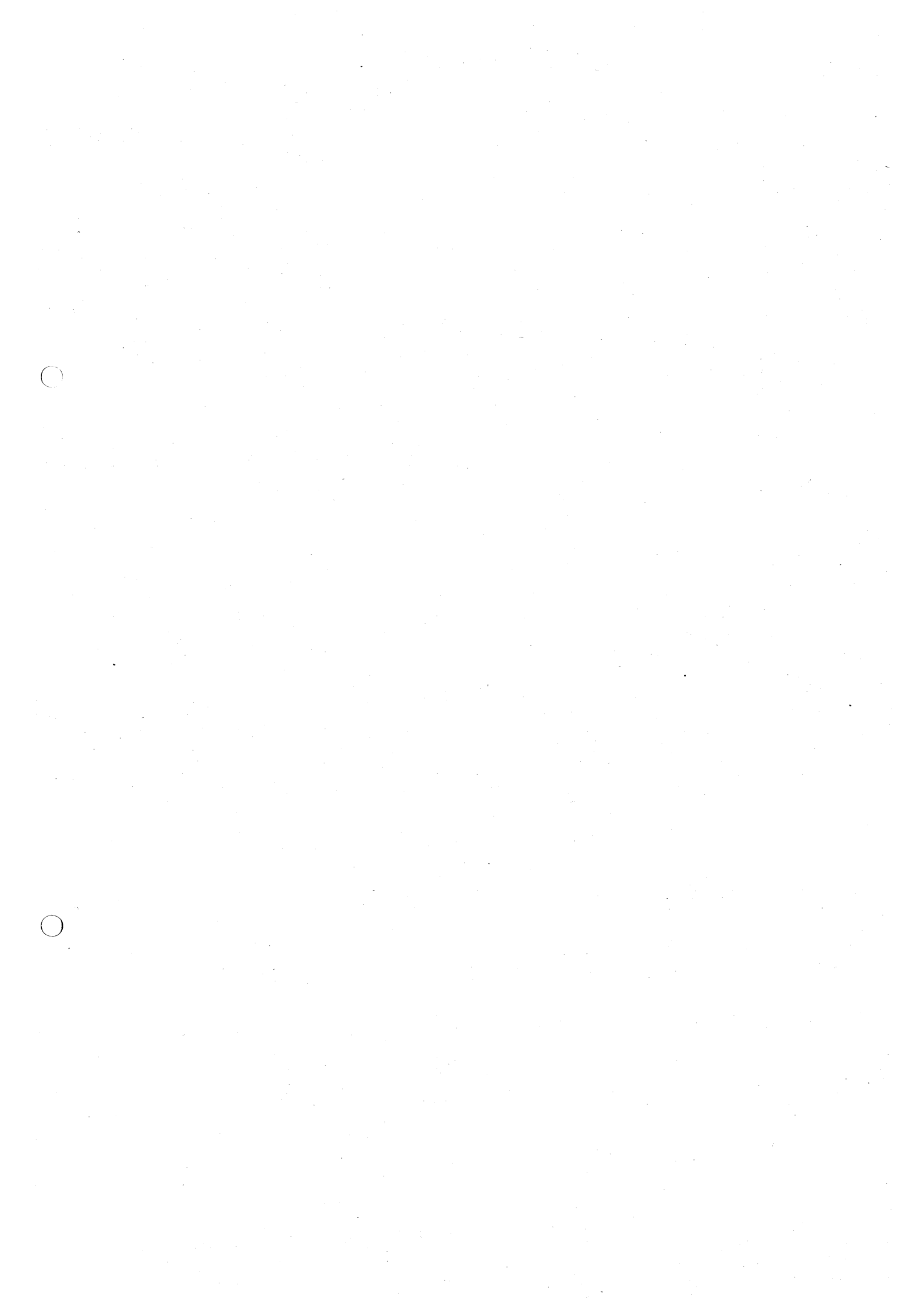
前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用の関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用の係に關する質問主意書

一 憲法前文において全世界の國民が平和的生存権を有することを確認している日本國憲法の下で、なぜ、我が國が行う個別的自衛権の武力行使として我が國が核兵器を使用することが法理として許され得るのか、政府の憲法解釈を示されたい。

二 憲法前文において全世界の國民が平和的生存権を有することを確認している日本國憲法の下で、なぜ、我が國が行う個別的自衛権の武力行使として我が國が核兵器を使用することが法理として許され得るのか、当該前文の趣旨との係を明らかにしつつ政府の憲法解釈を示されたい。

右質問する。

